

平成25年度 法令改正に係る『指針』内容の変更－新旧対照一覧

(注) 赤下線部が変更・訂正箇所です。法令改正による内容の変更は直線 (—)、誤植による正誤は波線 (~~~~) としています。

頁	新	旧
338 ～ 340	<p>「4. 便益関税」内及び「5. 関税割当制度」内の見出し番号を訂正し、「(1) 便益関税の適用国 (訂正前：1. 便益関税の適用国)」の内容の一部を変更する。</p> <p>4. 便益関税 (省略)</p> <p><u>(1) 便益関税の適用国</u> アフガニスタン、イラク、イラン、アルジェリア、エチオピア、リビア等 <u>17カ国</u> 《政令第1条、別表》</p> <p><u>(2) 適用貨物</u> (省略)</p> <p><u>(3) 適用税率</u> (省略)</p> <p>5. 関税割当制度 (省略)</p> <p><u>(1) 関税割当制度の意義</u> (省略)</p> <p><u>(2) 関税割当ての対象貨物</u> (省略)</p> <p><u>(3) 関税割当数量</u> (省略)</p> <p><u>(4) 関税割当ての方法及び基準</u></p> <p>① (省略)</p> <p>② 所管大臣は、次の事項を考慮して関税割当てを行うことになっている。</p> <p>a その使用及び輸入の実績</p> <p>b その使用に関する計画</p> <p>c その輸入が国民経済上有効であり、かつ、適切であること。</p> <p>d その割当てが不当に差別的でないこと。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p><u>(5) 通関手続</u> (省略)</p>	<p>4. 便益関税 (省略)</p> <p><u>1. 便益関税の適用国</u> アフガニスタン、イラク、イラン、アルジェリア、エチオピア、リビア等 <u>19カ国</u> 《政令第1条、別表》</p> <p><u>2. 適用貨物</u> (省略)</p> <p><u>3. 適用税率</u> (省略)</p> <p>5. 関税割当制度 (省略)</p> <p><u>1. 関税割当制度の意義</u> (省略)</p> <p><u>2. 関税割当ての対象貨物</u> (省略)</p> <p><u>3. 関税割当数量</u> (省略)</p> <p><u>4. 関税割当ての方法及び基準</u></p> <p><u>(1)</u> (省略)</p> <p><u>(2)</u> 所管大臣は、次の事項を考慮して関税割当てを行うことになっている。</p> <p>① その使用及び輸入の実績</p> <p>② その使用に関する計画</p> <p>③ その輸入が国民経済上有効であり、かつ、適切であること。</p> <p>④ その割当てが不当に差別的でないこと。</p> <p><u>(3)</u> (省略)</p> <p><u>(4)</u> (省略)</p> <p><u>5. 通関手続</u> (省略)</p>

頁	新	旧
349	<p>「[2] 課税価格」の一部を変更する。</p> <p>[2]課税価格《定率法第4条～定率法第4条の9》</p> <p>輸入貨物が従価税品、従価従量税品又は従価従量選択税品である場合の課税標準となる価格は、関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により決定する。</p> <p>なお、従量税品の輸入申告においても、輸入貨物の価格を申告しなければならないが、この場合の価格も、第4条から第4条の9までの規定により算出した価格である《関法第67条、関令第59条の2第2項後段》。</p> <p>したがって、輸入貨物の課税価格の決定は、輸入申告価格を決定することでもある。</p>	<p>「[2] 課税価格」の一部を変更する。</p> <p>[2]課税価格《定率法第4条～定率法第4条の8》</p> <p>輸入貨物が従価税品、従価従量税品又は従価従量選択税品である場合の課税標準となる価格は、関税定率法第4条から第4条の8まで（課税価格の計算方法）の規定により決定する。</p> <p>なお、従量税品の輸入申告においても、輸入貨物の価格を申告しなければならないが、この場合の価格も、第4条から第4条の8までの規定により算出した価格である《関法第67条、関令第59条の2第2項後段》。</p> <p>したがって、輸入貨物の課税価格の決定は、輸入申告価格を決定することでもある。</p>
349	<p>「[3] 課税価格の決定方法」の一部を変更する。</p> <p>[3]課税価格の決定方法《定率法第4条～定率法第4条の9》</p> <p>（省略）</p> <p>わが国は、WTO 加盟国として、輸入貨物の課税価格の計算方法を、この「関税評価協定」の規定に基づいて、関税定率法第4条から第4条の9までに規定している。</p>	<p>「[3] 課税価格の決定方法」の一部を変更する。</p> <p>[3]課税価格の決定方法《定率法第4条～定率法第4条の8》</p> <p>（省略）</p> <p>わが国は、WTO 加盟国として、輸入貨物の課税価格の計算方法を、この「関税評価協定」の規定に基づいて、関税定率法第4条から第4条の8までに規定している。</p>

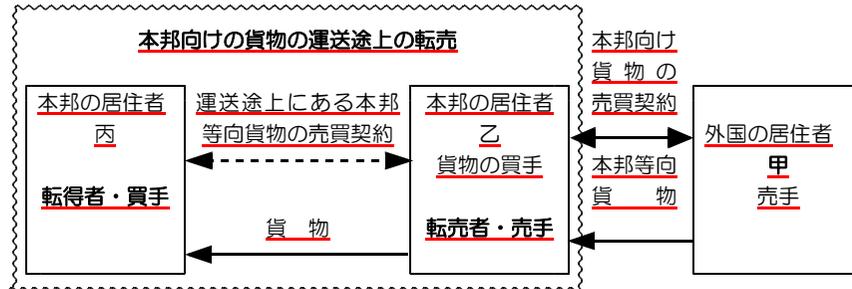
頁	新	旧																																										
350	<p>図「WTO 関税評価協定と関税率法との対応関係」の一部を変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">【WTO 関税評価協定と関税率法との対応関係】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">WTO関税評価協定</th> <th style="background-color: #f8d7da;">関税率法</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条 取引価格による課税価格の決定</td> <td>第4条 課税価格の決定の原則</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 課税価格の決定の原則</td> </tr> <tr> <td>第2条 同種の貨物に係る取引価格による課税価格の決定</td> <td>第4条の2 同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 課税価格の決定の例外</td> </tr> <tr> <td>第3条 類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定</td> <td>第4条の3第3項 輸入者の希望による製造原価に基づく課税価格の決定方法の優先</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> <tr> <td>第4条 第5条と第6条の適用順序</td> <td>第4条の3第1項 国内販売価格に基づく課税価格の決定</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> <tr> <td>第5条 国内販売価格に基づく課税価格の決定</td> <td>第4条の3第2項 製造原価に基づく課税価格の決定</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> <tr> <td>第6条 製造原価に基づく課税価格の決定</td> <td>第4条の4 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> <tr> <td>第7条 上記の決定方法によれない場合</td> <td>第4条第1項各号 加算要素</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> <tr> <td>第8条 加算要素</td> <td>第4条の7 価格の換算に用いる外国為替相場</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> <tr> <td>第9条 外国為替相場</td> <td>第4条の5 変質、損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第4条の6第1項 航空運賃特例</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第4条の6第2項 小売取引貨物の課税価格の決定の特例</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第4条の8 課税価格の計算に用いる資料等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第4条の9 政令への委任</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 日本独自の規定</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>輸入港までの運賃及び保険料を課税価格に算入するか否かは、加盟国の任意である。</p> <p>算入⇒日本、EU、スイス、韓国等</p> <p>不算入⇒米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ等</p> </div>	WTO関税評価協定	関税率法		第1条 取引価格による課税価格の決定	第4条 課税価格の決定の原則	→ 課税価格の決定の原則	第2条 同種の貨物に係る取引価格による課税価格の決定	第4条の2 同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定	→ 課税価格の決定の例外	第3条 類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定	第4条の3第3項 輸入者の希望による製造原価に基づく課税価格の決定方法の優先	→ 日本独自の規定	第4条 第5条と第6条の適用順序	第4条の3第1項 国内販売価格に基づく課税価格の決定	→ 日本独自の規定	第5条 国内販売価格に基づく課税価格の決定	第4条の3第2項 製造原価に基づく課税価格の決定	→ 日本独自の規定	第6条 製造原価に基づく課税価格の決定	第4条の4 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定	→ 日本独自の規定	第7条 上記の決定方法によれない場合	第4条第1項各号 加算要素	→ 日本独自の規定	第8条 加算要素	第4条の7 価格の換算に用いる外国為替相場	→ 日本独自の規定	第9条 外国為替相場	第4条の5 変質、損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定	→ 日本独自の規定		第4条の6第1項 航空運賃特例	→ 日本独自の規定		第4条の6第2項 小売取引貨物の課税価格の決定の特例	→ 日本独自の規定		第4条の8 課税価格の計算に用いる資料等	→ 日本独自の規定		第4条の9 政令への委任	→ 日本独自の規定	<p>旧図省略</p>
WTO関税評価協定	関税率法																																											
第1条 取引価格による課税価格の決定	第4条 課税価格の決定の原則	→ 課税価格の決定の原則																																										
第2条 同種の貨物に係る取引価格による課税価格の決定	第4条の2 同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定		→ 課税価格の決定の例外																																									
第3条 類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定	第4条の3第3項 輸入者の希望による製造原価に基づく課税価格の決定方法の優先	→ 日本独自の規定																																										
第4条 第5条と第6条の適用順序	第4条の3第1項 国内販売価格に基づく課税価格の決定		→ 日本独自の規定																																									
第5条 国内販売価格に基づく課税価格の決定	第4条の3第2項 製造原価に基づく課税価格の決定	→ 日本独自の規定																																										
第6条 製造原価に基づく課税価格の決定	第4条の4 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定		→ 日本独自の規定																																									
第7条 上記の決定方法によれない場合	第4条第1項各号 加算要素	→ 日本独自の規定																																										
第8条 加算要素	第4条の7 価格の換算に用いる外国為替相場		→ 日本独自の規定																																									
第9条 外国為替相場	第4条の5 変質、損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定	→ 日本独自の規定																																										
	第4条の6第1項 航空運賃特例		→ 日本独自の規定																																									
	第4条の6第2項 小売取引貨物の課税価格の決定の特例	→ 日本独自の規定																																										
	第4条の8 課税価格の計算に用いる資料等		→ 日本独自の規定																																									
	第4条の9 政令への委任	→ 日本独自の規定																																										

頁	新	旧
351	<p>図表「輸入貨物」の一部を変更する。</p> <p>表「輸入貨物」の中 定率法第4条の3第3に規定する 輸入者から製造原価優先の<u>希望</u></p> <hr/> <p>(参考) 課税価格の決定方法の適用順序《定率法基本通達4～4の4-1》 <u>関税定率法第4条から第4条の4までの規定は、輸入貨物の課税価格の計算方法を規定したものであり、これらの規定の適用の順序は、これらの規定が規定されている順による。</u> <u>なお、同法第4条の2の規定を適用する場合において、同種の貨物に係る取引価格と類似の貨物に係る取引価格との双方があるときは、同種の貨物の取引価格を計算し、また、同法第4条の3の規定を適用する場合において、同条第1項の規定により計算する場合における国内販売価格及び同条第2項の規定により計算する場合における製造原価の双方を確認できる場合であって、輸入者が製造原価に基づく課税価格の計算を希望する旨を申し出たときは、同項の規定を同条第1項の規定に優先して適用し課税価格を計算することとなる。</u></p>	<p>表「輸入貨物」の中 定率法第4条の3第3に規定する 輸入者から製造原価優先の<u>要請</u></p> <p>(新規)</p>
351	<p>「[4] 課税価格の決定において一般的に認められる会計原則の使用」の一部を変更する。</p> <p><u>[4]課税価格を計算する場合における事実認定《定率法基本通達4～4の9-1》</u></p> <p>関税定率法第4条から第4条の9までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項の認定は、輸入者等の説明及び納税申告に係る添付書類の形式的記載内容のみに基づくのではなく、<u>提出された当該輸入貨物に係る契約書等の内容が真の取引実体を反映したものか否かについて確認する等、当該輸入貨物に係る取引に関し判明した個別的な事実を総合的に考慮して行うものとする。</u> (省略)</p>	<p><u>[4] 課税価格の決定において一般的に認められる会計原則の使用《定率法基本通達4～4の8-2》</u></p> <p>関税定率法第4条から第4条の8までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合の取扱いは、次による。(注：この通達の規定の根拠は、関税評価協定の附属書Iにある。) (省略)</p>

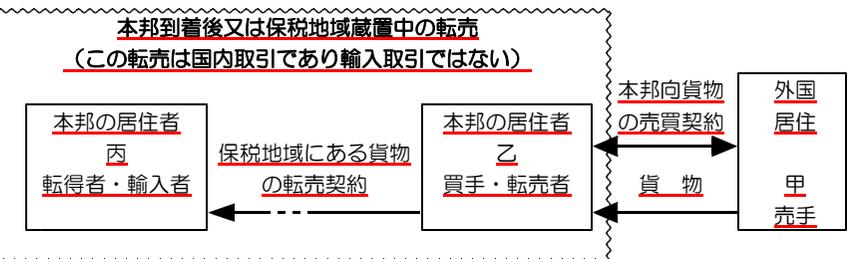
頁	新	旧
353	<p>「[5] 課税価格の決定の原則」の一部を変更する。</p> <p>[5]課税価格の決定の決定の原則《定率法第4条第1項》</p> <p>輸入取引（本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずる拠点を有する者が買手として、貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買、すなわち、現実に貨物を輸入することとなった売買）によって輸入する貨物であつて、かつ、当該輸入取引に関して関税定率法第4条第2項第1号から第4号までに規定する特別な事情等（売手による販売先の制限、他の貨物との抱合せ取引、親子会社間の取引等）がない貨物の課税価格は、買手から、売手に対し（直接に）又は売手のために（間接に）支払われた又は支払われるべき価格、すなわち現実支払価格（通常は、仕入書価格。輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課が含まれている場合には、これを控除する。）に、その含まれていない限度において、当該輸入貨物の本邦の輸入港到着までの運賃等加算すべきものとして同条第1項各号に列挙された費用等（以下「加算要素」という。）を加算した価格（取引価格）により決定する。</p> <p>すなわち、輸入取引により輸入する貨物の課税価格は、現実支払価格を基礎として決定する。</p> <p>（参考）WCO関税評価技術委員会-解説22.1 <u>関税評価協定第1条にいう「販売」の買手通常輸入国に存在すること及び現実支払価格がこの買手により支払われた価格を基礎とすることが同条の基礎的前提とされている。</u></p> <p>Check! 輸入取引と取り扱われる逆委託加工貿易取引 <u>本邦にある者（委託者）から委託を受けた者（受託者）が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て（加工等）をし、当該委託者が当該加工等によってできた製品を取得することを内容とする（逆委託加工貿易）取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該（逆委託加工貿易）取引を『輸入取引』と、当該委託者を『買手』と、当該受託者を『売手』と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を『現実に支払われた又は支払われるべき価格』とそれぞれみなして、関税定率法第4条第1項及び第2項の規定により、課税価格を決定する。この場合において、関税定率法第4条第1項第2号イ中「手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」とあるのは、「手数料」とする《定率法第4条第3項》。</u></p>	<p>[5]課税価格の決定の決定の原則《定率法第4条第1項》</p> <p>輸入取引によって輸入する貨物であつて、かつ、当該輸入取引に関して関税定率法第4条第2項第1号から第4号までに規定する特別な事情等（売手による販売先の制限、他の貨物との抱合せ取引、親子会社間の取引等）がない貨物の課税価格は、買手から、売手に対し（直接に）又は売手のために（間接に）支払われた又は支払われるべき価格、すなわち現実支払価格（通常は、仕入書価格。輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の課徴金が含まれている場合には、これを控除する。）に、その含まれていない限度において、当該輸入貨物の本邦の輸入港到着までの運賃等加算すべきものとして同条第1項各号に列挙された費用等（以下「加算要素」という。）を加算した価格（取引価格）により決定する。</p> <p>すなわち、輸入取引により輸入する貨物の課税価格は、現実支払価格を基礎として決定する。</p> <p>（新規）</p> <p>Check! 輸入取引《定率法基本通達4-1-（1）》 <u>輸入取引とは「現実に貨物が輸入されたこととなった取引であつて、当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的とした行われた売買」をいう。</u> <u>したがって、現実に貨物がこととなった取引が当該輸入貨物を外国から本邦に引き取ることを目的として行われた売買以外のものである場合には、当該貨物は輸入取引によらない輸入貨物に該当し、関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）以下の規定より、課税価格を決定することになる。</u> <u>ただし、加工買方式による逆委託加工貿易取引により外国において加工された貨物が、当該逆委託加工貿易取引により現実に輸入されることとなった場合には、加工賃を対価として委託者（買手）と受託者（売手）の間で当該貨物の売買が行われたものとみなし、当該逆委託加工貿易取引を輸入取引として取り扱う。</u></p>

頁	新	旧
354 ～ 355	<p>「Check! 貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の売買が行われた場合の輸入取引」を変更する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>通達事項 <u>輸入取引、買手及び売手の意義及び取扱い《定率法基本通達4-1》</u></p> <p>関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」、「買手」及び「売手」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。以下同じ。）を有する者（個人であるか法人であるかを問わない。以下（3）において同じ。）が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実^イに当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実^イに貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。したがって、現実^イに貨物が本邦に到着することとなった取引が売買以外のものである場合には、当該貨物は輸入取引によらない輸入貨物に該当し、同法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することとなる《後記「[6]-2. 課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない貨物の課税価格の決定方法」参照》。</p> <p>(2) 貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引（売買以外の取引を含む。）が行われている場合には、現実^イに当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となる。例えば、次のような場合には、それぞれに定めるものが「輸入取引」となる。</p> <p>(イ) 外国の一の居住者（以下（ハ）までにおいて「甲」という。）と本邦の一の居住者（以下（ハ）までにおいて「乙」という。）との間で貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結された後、乙と本邦の乙以外の一の居住者（以下（ロ）までにおいて「丙」という。）との間で当該貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結され、乙の指示により、当該貨物が甲から丙へ向けて輸出され、丙により輸入された場合は、乙と丙との間の売買が「現実^イに当該貨物が本邦に到着することとなった売買」であることから、乙と丙との間の売買が輸入取引となる。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD A[本邦の居住者 乙(売手)] <--> ① 売買契約 B[外国の居住者 甲] A <--> ② 乙が甲から購入した貨物の売買契約 C[本邦の居住者 丙(買手)] B --> ③ 丙へ送付するよう指示 C B --> ④ 貨物 C </pre> </div> <p>(ロ) 甲と乙との間で貨物を本邦へ到着させることを目的として締結された売買契約に基づいて外国から本邦へ向けて貨物が輸出された後、本邦への運送途上において、乙</p> </div>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>Check! 貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の売買が行われた場合の輸入取引</p> <p style="text-align: right;">《定率法基本通達4-1-(2)》</p> <p>イ 貨物を本邦へ引き取る目的で複数の取引がされた貨物の輸入</p> <p>以下省略</p> </div>

と丙の間で当該貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結され、丙により輸入された場合は、乙と丙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買」であることから、乙と丙との間の売買が輸入取引となる。



(ハ) 甲と乙との間で貨物を本邦に到着させることを目的として締結された売買契約に基いて当該貨物が本邦に到着した場合であって、当該貨物が本邦到着後又は保税地域に蔵置中に転売されて輸入されるときは、甲と乙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦到着することとなった売買」であることから、甲と乙との間の売買が輸入取引となる。



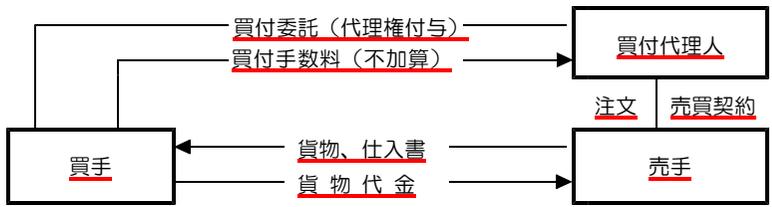
(3) 輸入取引における「買手」とは、本邦に拠点をもつ者であって、当該拠点において実質的に自己の計算と危険負担の下に売手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいい、輸入取引における「売手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に買手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいう。具体的には、買手及び売手は、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とする。例えば、外国法人の本邦事務所が名目上輸入貨物の買手とされている場合であっても、当該事務所が実質的に当該外国法人の計算と危険負担の下に当該輸入貨物の売買をしているような場合には、当該事務所は輸入取引における「買手」とはならないので留意する。

頁	新	旧
356	<p>図「輸入貨物の課税価格の決定の原則」内及び本文の一部を変更する。</p> <p>(省略)</p> <p>【輸入貨物の課税価格の決定の原則】</p> <p>(省略)</p> <p>一 控除費用等 → (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>(省略)</p> <p>○ 本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の<u>公課</u></p> <p>(省略)</p> </div> <p>(省略)</p> <p>輸入貨物の輸入取引における「<u>買手（本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずる本拠を有する者）と売手</u>」とは、<u>実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入貨物の売買をする者である。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>【輸入貨物の課税価格の決定の原則】</p> <p>(省略)</p> <p>一 控除費用等 → (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>(省略)</p> <p>○ 本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の<u>課徴金</u></p> <p>(省略)</p> </div> <p>(省略)</p> <p>輸入貨物の輸入取引における「<u>買手と売手</u>」とは、<u>実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入貨物の売買をする者である。</u></p> <p>(省略)</p>
358	<p>「通達事項 輸入貨物に係る保証費用（保証料）の取扱い」の内容の一部を変更する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>通達事項 輸入貨物に係る保証費用（保証料）の取扱い</p> <p>(省略)</p> <p>Ⅲ. 売手と買手との間で輸入貨物の輸入取引に係る契約とは別に、売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行する契約を締結し、買手が売手に対して当該輸入貨物の代金と当該保証の費用を各々支払う場合において、<u>当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、売手が買手に対して当該輸入貨物の輸入取引をするために当該保証契約の締結を義務付けているときは、当該費用は現実支払価格に加算して課税価格を決定しなければならない。</u></p> <p>(省略)</p> </div>	<p>「通達事項 輸入貨物に係る保証費用（保証料）の取扱い」の内容の一部を変更する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>通達事項 輸入貨物に係る保証費用（保証料）の取扱い</p> <p>(省略)</p> <p>Ⅲ. 売手と買手との間で輸入貨物の輸入取引に係る契約とは別に、売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行する契約を締結し、買手が売手に対して当該輸入貨物の代金と当該保証の費用を各々支払う場合において、<u>売手が買手に対して輸入取引の条件として当該保証契約の締結を義務付けているときは、当該費用は現実支払価格に加算して課税価格を決定しなければならない。</u></p> <p>(省略)</p> </div>

頁	新	旧
361	<p>「通達事項 買手による売手の債務の肩代り弁済額の取扱い」の内容の一部を変更する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通達事項 買手による売手の債務の肩代り弁済額の取扱い</p> <p>買手による売手の債務の肩代り弁済額については、次のように取り扱われる。</p> <p>I. 現実支払価格《定率法基本通達4-2-(1)》 <u>現実支払価格とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、当該支払は、必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。この場合において、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情」とは、輸入貨物の生産及び当該輸入貨物に係る取引（当該輸入取引以外の取引を含む。）に関する契約の内容及び実態、当該輸入貨物に係る取引に關与する者が当該取引に關して果たす役割、当該輸入取引に關与する者の関係その他の当該取引に關する事情をいう。</u></p> <p>II. 別払金等がある場合の現実支払価格の算出-1《定率法基本通達4-2-(3)》 (省略)</p> <p>イ. 輸入貨物に係る仕入書価格に加えて、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて割増金、契約料等が当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われる場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に割増金、契約料等の額を加えた価格である。）</p> <p>ロ. ～ハ. (省略)</p> <p>III. 別払金等がある場合の現実支払価格の算出-2 上記II《同法基本通達4-2-(3)》によるほか、次に定めるところによる《同法基本通達4-2の2-(1)》。</p> <p>イ. 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて<u>当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により売手に対して又は売手のために行われる何らかの支払（以下「別払金」という。）がある場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に別払金を加えた価格である。</u></p> </div>	<p>「通達事項 買手による売手の債務の肩代り弁済額の取扱い」の内容の一部を変更する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通達事項 買手による売手の債務の肩代り弁済額の取扱い</p> <p>買手による売手の債務の肩代り弁済額については、次のように取り扱われる。</p> <p>I. 現実支払価格を構成する別払金《買手が行う売手が第三者に負っている債務の全部又は一部の肩代り弁済》 関税定率法施行令第1条の4において「当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。）と規定する現実支払価格とは、<u>買手が売手に対して又は買手が売手の負っている債務を弁済するために第三者に対して、輸入取引の条件として現実に支払った又は支払うべき総額をいい、当該支払は、必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない《定率令第1条の4、定率法基本通達4-2-(2)本文》。</u></p> <p>II. 別払金等がある場合の現実支払価格の算出-1 (省略)</p> <p>イ. 輸入貨物に係る仕入書価格に加えて当該輸入貨物の輸入取引の条件として割増金、契約料等が支払う場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に割増金、契約料等の額を加えた価格である。）</p> <p>ロ. ～ハ. (省略)</p> <p>III. 別払金等がある場合の現実支払価格の算出-2 上記II《同法基本通達4-2(3)》によるほか、次に定めるところによる《同法基本通達4-2の2-(1)》。</p> <p>イ. 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、当該輸入貨物の輸入取引の条件として買手により売手に対して又は売手のために行われる何らかの支払（以下「別払金」という。）がある場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に別払金を加えた価格である。</p> </div>
363	<p>「別払する輸入貨物の輸入港到着後の国内諸費用」の内容の一部を変更する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【別払する輸入貨物の輸入港到着後の国内諸費用】</p> <p>a～b (省略)</p> <p>c 本邦で課される関税等の公課《定率法基本通達4-2-(2)-ハ》</p> <p>d (省略)</p> </div>	<p>「別払する輸入貨物の輸入港到着後の国内諸費用」の内容の一部を変更する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【別払する輸入貨物の輸入港到着後の国内諸費用】</p> <p>a～b (省略)</p> <p>c 本邦で課される関税等の課徴金《定率法基本通達4-2-(2)-ハ》</p> <p>d (省略)</p> </div>

頁	新	旧				
365	<p>「(4) 控除費用等」の内容の一部を変更する。</p> <p>(4) 控除費用等 現実支払価格に、次の費用が、「含まれており」、かつ、「その額が明らかである」場合には、<u>現実支払価格から控除しなければならない</u>《定率令第1条の4本文後段》。 なお、次の費用等が含まれているが、その額が不明な場合には、控除することができないので、その必要がないということである《定率令第1条の4ただし書》。なお、③については、「<u>本邦において課される関税その他の公課</u>」であるという性質上から、その額を明らかにすることができるところから控除することができる《定率法基本通達4-2-(2)-ハ》。</p> <p>①～② (省略) ③ <u>本邦において課される関税その他の公課</u>《定率令第1条の4第3号、定率法基本通達4-2-(2)-ハ》 ④ (省略)</p>	<p>「(4) 控除費用等」の内容の一部を変更する。</p> <p>(4) 控除費用等 現実支払価格に、次の費用が、「含まれており」、かつ、「その額が明らかである」場合には、<u>現実支払価格から控除しなければならない</u>《定率令第1条の4本文後段》。 なお、次の費用等が含まれているが、その額が不明な場合には、控除することができないので、その必要がないということである《定率令第1条の4ただし書》。なお、③については、「<u>本邦において課される関税その他の課徴金</u>」であるという性質上から、その額を明らかにすることができるところから控除することができる《定率法基本通達4-2-(2)-ハ》。</p> <p>①～② (省略) ③ <u>本邦において課される関税その他の課徴金</u>《定率令第1条の4第3号、定率法基本通達4-2-(2)-ハ》 ④ (省略)</p>				
366	<p>上部表中「現実支払価格」の内容の一部を変更する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">現実支払価格</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p>現実支払い価格から控除すべき費用等</p> <p>①～② (省略) ③ <u>本邦で課される関税等の公課</u> ④ (省略)</p> </div> </div>	<p>上部表中「現実支払価格」の内容の一部を変更する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">現実支払価格</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p>現実支払い価格から控除すべき費用等</p> <p>①～② (省略) ③ <u>本邦で課される関税等の課徴金</u> ④ (省略)</p> </div> </div>				
372	<p>「Check! 現実支払価格に加算すべき費用等」の表の内容の一部を変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">加算要素</td> <td> <p>① (省略)</p> <p>② 輸入取引において<u>買手が負担する</u></p> <p style="padding-left: 20px;">○ 仲介料その他手数料（<u>買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）を除く。</u>）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>③～⑤ (省略)</p> </td> </tr> </table>	加算要素	<p>① (省略)</p> <p>② 輸入取引において<u>買手が負担する</u></p> <p style="padding-left: 20px;">○ 仲介料その他手数料（<u>買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）を除く。</u>）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>③～⑤ (省略)</p>	<p>「Check! 現実支払価格に加算すべき費用等」の表の内容の一部を変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">加算要素</td> <td> <p>① (省略)</p> <p>② 輸入取引において<u>買手が負担する</u></p> <p style="padding-left: 20px;">○ 仲介料その他手数料（<u>買付手数料を除く。</u>）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>③～⑤ (省略)</p> </td> </tr> </table>	加算要素	<p>① (省略)</p> <p>② 輸入取引において<u>買手が負担する</u></p> <p style="padding-left: 20px;">○ 仲介料その他手数料（<u>買付手数料を除く。</u>）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>③～⑤ (省略)</p>
加算要素	<p>① (省略)</p> <p>② 輸入取引において<u>買手が負担する</u></p> <p style="padding-left: 20px;">○ 仲介料その他手数料（<u>買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）を除く。</u>）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>③～⑤ (省略)</p>					
加算要素	<p>① (省略)</p> <p>② 輸入取引において<u>買手が負担する</u></p> <p style="padding-left: 20px;">○ 仲介料その他手数料（<u>買付手数料を除く。</u>）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>③～⑤ (省略)</p>					
377	<p>「b 航空運賃特例」の見出しの一部を変更する。</p> <p>b 航空運賃特例《定率法第4条の6第1項、定率令第1条の<u>13</u>》</p>	<p>「b 航空運賃特例」の見出しの一部を変更する。</p> <p>b 航空運賃特例《定率法第4条の6第1項、定率令第1条の<u>12</u>》</p>				

頁	新	旧
379	「通達事項 輸入貨物の課税価格に含まれる（算入すべき）運賃等の特例「航空運賃特例」」の内容の一部を変更する。	
	<p>通達事項 輸入貨物の課税価格に含まれる（算入すべき）運賃等の特例「航空運賃特例」 《定率法第4条の6第1項、<u>定率法基本通達4の6-1</u>》</p> <p>関税率法第4条の6第1項に規定する貨物で政令で定めることとされている貨物の範囲は、関税率法施行令第1条の<u>13</u>第2項に定められているが、これらの条項に関する用語の意義は、次による。</p> <p>I. 関税率法第4条の6第1項に規定する「航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料」とは、航空機以外の運送手段（船舶、鉄道等）による通常の運賃及び保険料をいい、実務上の取扱いは、原則として、船舶による通常の運賃及び保険料によって処理して差し支えない。</p> <p>（省略）</p> <p>航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料は、運賃率表及び保険料率表等の資料により輸入貨物に係る単位当たりの当該運賃及び保険料を求め、これに基づいて算出する。ただし、関税率法施行令第1条の13第2項第6号（上記イ）に該当する貨物については、当該貨物を運送するために当初手配されていた運送方法に係る運賃及び保険料の額による。</p> <p>なお、上記により算出することが困難な場合で、輸入者が、輸入申告実績に基づき通常要すると認められる運賃及び保険料の額として税関長が公示する額を当該輸入貨物に係る運賃及び保険料として納税申告を行うときは、これを認めて差し支えないこととする（関税率法施行令第1条の<u>13</u>第2項第6号に該当する貨物を除く。）。</p> <p>II～XIV 省略</p>	<p>通達事項 輸入貨物の課税価格に含まれる（算入すべき）運賃等の特例「航空運賃特例」 《定率法第4条の6第1項、基本通達4の6-1》</p> <p>関税率法第4条の6第1項に規定する貨物で政令で定めることとされている貨物の範囲は、関税率法施行令第1条の<u>12</u>第2項に定められているが、これらの条項に関する用語の意義は、次による。</p> <p>I. 関税率法第4条の6第1項に規定する「航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料」とは、航空機以外の運送手段（船舶、鉄道等）による通常の運賃及び保険料をいい、実務上の取扱いは、原則として、船舶による通常の運賃及び保険料によって処理して差し支えない。</p> <p>（省略）</p> <p>航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料は、運賃率表及び保険料率表等の資料により輸入貨物に係る単位当たりの当該運賃及び保険料を求め、これに基づいて算出する。ただし、関税率法施行令第1条の12第2項第6号（上記イ）に該当する貨物については、当該貨物を運送するために当初手配されていた運送方法に係る運賃及び保険料の額による。</p> <p>なお、上記により算出することが困難な場合で、輸入者が、輸入申告実績に基づき通常要すると認められる運賃及び保険料の額として税関長が公示する額を当該輸入貨物に係る運賃及び保険料として納税申告を行うときは、これを認めて差し支えないこととする（関税率法施行令第1条の<u>12</u>第2項第6号に該当する貨物を除く。）。</p> <p>II～XIV 省略</p>
	「(2) 輸入取引に係る手数料」の内容の一部を変更する。	
	<p>(2) 輸入取引に係る手数料 《定率法第4条第1項第2号イ》</p> <p>買手が輸入貨物に係る輸入取引に関して負担する手数料は、<u>買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）</u>を除き、現実支払価格に加算しなければならない。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">現実支払価格</div> <div style="margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-right: 10px;"> 手 数 料 （仲介料、販売手数料、その他の手数料） <u>〈買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）を除く〉</u> </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="margin-right: 10px;">課税価格</div> </div>	<p>(2) 輸入取引に係る手数料 《定率法第4条第1項第2号イ》</p> <p>買手が輸入貨物に係る輸入取引に関して負担する手数料は、<u>買付手数料</u>を除き、現実支払価格に加算しなければならない。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">現実支払価格</div> <div style="margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-right: 10px;"> 手 数 料 （仲介料、販売手数料、その他の手数料） <u>〈買付手数料を除く〉</u> </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="margin-right: 10px;">課税価格</div> </div>

頁	新	旧
381	<p>「通達事項 課税価格に含まれる（算入する）手数料の取扱い」の内容の一部を変更する。</p>	
	<p>通達事項 課税価格に含まれる（算入する）手数料の取扱い <u>《定率法基本通達4-9》</u></p> <p>関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「<u>仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）を除く。）</u>」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>I. 「<u>仲介料その他の手数料</u>」とは、<u>輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、このうち、「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として買手により支払われるもの（以下「買付手数料」という。）</u>以外のものは、<u>課税価格に算入する。</u></p> <p>II. <u>仲介料その他の手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、下記Ⅲにより買付手数料に該当する手数料を除く次のような手数料は、課税価格に算入することとなる。</u></p> <p><u>（注）当該手数料の額は、通常、当該業務の内容に応じ輸入貨物の額（輸入貨物代金）に対する百分率として約定されることに留意する。</u></p> <p>i. ～ ii. （省略） <u>（削除）</u></p> <p>III. 「<u>買付手数料</u>」に該当するか否かの判断は、<u>契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には、i から iii までによる。</u></p> <p><u>（注）買付手数料は、通常、貨物代金とは別に支払われること、また、その額は、通常、手数料を受領する者が輸入貨物の買付けに関し買手を代理して行う業務の内容に応じ当該輸入貨物代金に対する百分率として約定されることに留意する。</u></p> 	<p>通達事項 課税価格に含まれる（算入する）手数料の取扱い</p> <p>関税定率法第4条第1項第2号イ（<u>課税価格に含まれる仲介料その他の手数料</u>）に規定する<u>仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）</u>の意義及び取扱いについては、次による <u>《定率法基本通達4-9》</u>。</p> <p>I. 「<u>仲介料その他の手数料</u>」のうち、「<u>買付手数料</u>」以外の手数料は、<u>課税価格に算入する《定率法基本通達4-9-（1）》。</u></p> <p>II. 「<u>仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）</u>」とは、<u>輸入取引の売手と買手との間にあって、これらの者のために当該輸入取引の成立及び履行のための業務を行う者に対する手数料（買付手数料に該当するものを除く。）をいい、次のような手数料が、これに該当する《定率法基本通達4-9-（2）》。</u></p> <p>i. ～ ii. （省略）</p> <p>III. 「<u>その他の手数料</u>」<u>→輸入取引に関連して売手以外の者に対して買手が支払う手数料</u>（注）<u>当該手数料が「仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）」に該当するか否かの判断は、コンサルタント・フィ、情報提供手数料等の名称のみによるものではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとする。</u></p> <p>III. 「<u>買付手数料</u>」とは、<u>輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、その認定は、当該手数料の名称のみによるものではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行う《定率法基本通達4-9-（3）》。</u></p>

i. 手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること。

この場合において、「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担によりAからDまでのような業務を行う者をいう。ただし、当該手数料を受領する者が一の輸入取引に関し売手と買手の双方を代理している場合には、当該手数料は買付手数料には該当せず課税価格に算入する手数料となる。

(注) 買付手数料を受領する者が売手又は売手と特殊関係にある者と特殊関係にある場合には、売手の計算と危険負担の下で活動している可能性が高いことに留意する。

- A. 契約の成立までの業務（例えば、供給者を探し、買手の要求を売手に通知し、見本を集める業務）
- B. 商品の引渡しに関する業務（例えば、貨物を検査し、貨物についての付保、運送、保管、引渡しを手配する業務）
- C. 決済の代行に関する業務（ただし、手数料を受領する者が自己の資金により輸入貨物代金の支払を行う場合には、自己の計算と危険負担の下で活動し荷主としての損失を被っていたり又は利益を得ていたりする可能性があることに留意する。）
- D. その他（例えば、クレーム処理に関する交渉を行う業務）

ii. 手数料を受領する者が買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること。

iii. 税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手（製造者等）が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること。

(注) 手数料を受領する者が買手にあて輸入貨物代金と手数料を併記した仕入書を作成している場合には、当該手数料を受領する者が当該輸入貨物の売手となる可能性があることに留意する。

なお、手数料を受領する者が、上記 i に掲げるような輸入貨物の購入に関し買手に代理して行う当該買付けに係る業務に加えてその他の役務（例えば、当該輸入貨物を工場から輸出港又は輸出場所へ輸送することについて手配するのではなく、自ら貨物を輸送する等）を提供し、当該役務の対価を含む手数料を買手が支払う場合、当該手数料の総額を買付手数料に該当するものとして取り扱うことはできない。ただし、当該手数料のうち、輸入貨物の買付けに関し買手を代理して行う買付けに係る業務の対価に相当する額を買手が証明した場合は、当該相当する額は買付手数料に該当するものとして取り扱うものとする。

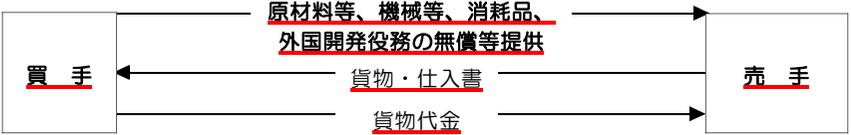
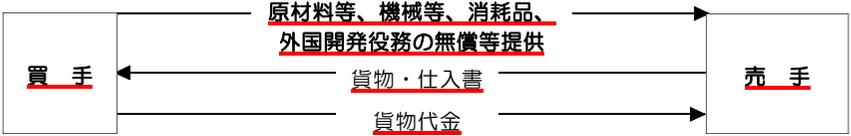
頁	新	旧
382	「通達事項 買付手数料の取扱い」の内容の一部を変更する。	
	<p>通達事項 <u>輸入貨物の買付け又は輸入貨物の原材料の買付けのための手数料（いわゆる買付手数料）の取扱い</u></p> <p>買付手数料といわれる手数料は、「<u>輸入貨物の買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われる手数料</u>」であるか、それとも「<u>輸入貨物の原材料の買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われる手数料</u>」であるかによって、輸入貨物の課税価格を決定する上で、その取扱いが全く異なる。両者を混同しないことが肝要である。</p> <p>I. 「<u>輸入貨物の買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われる手数料</u>」</p> <p style="text-align: center;">→輸入貨物の現実支払価格に不加算（課税価格に不算入）</p> <p><u>買手が輸入貨物の買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われる手数料</u>とは、買手が外国から輸入貨物を買付けして輸入する場合において、外国において買手に代わり輸入貨物の買付けを行う買付代理人（買手の管理の下で買手の計算と危険負担により買付業務を行う者）に対して、買手が支払う手数料であって、買手が自己のために行う活動の費用である《定率法第4条第1項第2号イかっこ書、同法基本通達4-9-（3）》。</p> <p>したがって、<u>この手数料</u>は、当該輸入貨物の現実支払価格に加算して、課税価格を決定してはならない。 （図省略）</p> <p>II. <u>輸入貨物の原材料の買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われる手数料</u></p> <p style="text-align: center;">→輸入貨物の現実支払価格に加算（課税価格に算入）</p> <p><u>この手数料</u>は、買手が外国から輸入貨物を買付けして輸入する場合において支払う手数料ではないので、輸入貨物の現実支払価格に加算して、課税価格を決定しなければならない。次の二つのケースがある。</p> <p>i. 買手が輸入貨物の原材料を調達して売手に提供するために、その原材料の買付業務を他の者に委託した場合に支払う手数料（関税率法第4条第1項第3号の輸入貨物生産用の原材料提供に要する費用）</p> <p>この場合の手数は、輸入貨物を買付けするための手数料ではなく、当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手が無償で又は値引きをして提供する物品（原材料）に要する費用に該当するので、当該輸入貨物の現実支払価格に加算しなければならない《定率法第4条第1項第3号》。</p> <p>ii. 買手が売手から支払請求を受けて売手に対して支払う「売手が買手に輸出する貨物の</p>	<p>通達事項 <u>買付手数料</u>の取扱い</p> <p>買付手数料は、「<u>輸入貨物の買付けを委託した場合の買付手数料</u>」であるか、それとも「<u>輸入する貨物の原材料の買付けを委託した場合の買付手数料</u>」であるかによって、輸入貨物の課税価格を決定する上で、その取扱いが全く異なる。</p> <p>買手が「<u>輸入貨物の買付けを委託した場合の買付手数料</u>」と「<u>輸入する貨物の原材料の買付けを委託した場合の買付手数料</u>」とを混同しないことが肝要である。</p> <p>I. <u>輸入貨物の買付けを委託した場合の買付手数料</u></p> <p style="text-align: center;">→輸入貨物の現実支払価格に不加算（課税価格に不算入）</p> <p><u>輸入貨物の買付手数料</u>とは、買手が外国から輸入貨物を買付けして輸入する場合において、外国において買手に代わり輸入貨物の買付けを行う買付代理人（買手の管理の下で買手の計算と危険負担により買付業務を行う者）に対して、買手が支払う手数料であって、買手が自己のために行う活動の費用である《定率法第4条第1項第2号イかっこ書、定率法基本通達4-9-（3）》。</p> <p>したがって、<u>輸入貨物の買付手数料</u>は、当該輸入貨物の現実支払価格に加算して、課税価格を決定してはならない。 （図省略）</p> <p>II. <u>輸入貨物を製造するための原材料の買付業務に係る買付手数料</u></p> <p style="text-align: center;">→輸入貨物の現実支払価格に加算（課税価格に算入）</p> <p><u>この買付手数料</u>は、買手が外国から輸入貨物を買付けして輸入する場合において支払う手数料ではないので、輸入貨物の現実支払価格に加算して、課税価格を決定しなければならない。この場合、次の二つのケースがある。</p> <p>i. 買手が輸入貨物の原材料を調達して売手に提供するために、その原材料の買付業務を他の者に委託した場合に支払う買付手数料（関税率法第4条第1項第3号の輸入貨物生産用の原材料提供に要する費用）</p> <p>この場合の買付手数料は、輸入貨物の買付手数料ではなく、当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手が無償で又は値引きをして提供する物品（原材料）に要する費用に該当するので、当該輸入貨物の現実支払価格に加算しなければならない《定率法第4条第1項第3号》。</p> <p>ii. 買手が売手から支払請求を受けて売手に対して支払う「売手が買手に輸出する貨物の</p>

製造のための原材料の買付業務を第三者に委託した場合の**手数料**」(現実支払価格を構成する支払)

この場合の**手数料**は、**本来売手が原材料の買付けを委託した者に対して支払わなければならない費用**であり、これを買手が負担する場合には、**売手の債務の肩代り弁済に当たり、売手に対する間接支払に該当するので、当該輸入貨物の現実支払価格に加算しなければならない**《定率法第4条第1項本文、定率令第1条の4本文》。

製造のための原材料の買付業務を第三者に委託した場合の**買付手数料**」(現実支払価格を構成する支払)

この場合の**買付手数料**は、**本来売手が原材料の買付けを委託した者に対して支払わなければならない費用**であり、これを買手が負担する場合には、**売手の債務の肩代り弁済に当たり、売手に対する間接支払に該当するので、当該輸入貨物の現実支払価格に加算しなければならない**《定率法第4条第1項本文、定率令第1条の4本文》。

頁	新	旧								
385 ～ 391	<p>「(4) 無償で又は値引きをして提供した物品又は役務の費用」の内容の一部を変更する。</p> <p>(4)無償で又は値引きをして提供した物品又は役務の費用《定率法第4条第1項第3号》 (省略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>① 輸入貨物の生産又は輸入取引に関連して物品を無償等提供した場合</u> 買手が、輸入貨物の生産又は輸入取引に関連して、無償で又は値引きをして、直接又は間接に次の物品を提供した場合には、次の費用を加算要素として現実支払価格に加算して、課税価格を決定しなければならない。 <u>i. 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの(第3号イ)</u> <u>【例】衣類製造用の表生地・裏生地、ファスナー、商標ラベル等</u></p>  <p>買手 ← 原材料等、機械等、消耗品、 外国開発役務の無償等提供 → 売手 買手 ← 貨物・仕入書 → 売手 買手 ← 貨物代金 → 売手</p> <p>買手が、輸入貨物の生産又は輸入取引に関連して、無償で又は値引きをして、直接に(売手に)又は間接に(売手の指定した者に)提供した物品については、次の額を加算要素として現実支払価格に加算して、課税価格を決定しなければならない《定率法第4条第1項第3号、定率令第1条の5第2項、定率法基本通達4-12-</p>	<p>(4)無償で又は値引きをして提供した物品又は役務の費用《定率法第4条第1項第3号》 (省略) <u>買手がこれらの輸入貨物の原材料等を無償で又は値引きして売手に提供した場合における提供費用(運送費用、保険料等)の現実支払価格への加算の要否《定率法基本通達4-12-(5)-ニ》。</u></p> <table border="1" data-bbox="1191 486 2056 582"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">提供費用 (運送費用及び保険料等)</td> <td>輸入貨物の売手が負担</td> <td>→</td> <td>現実支払価格に加算しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輸入貨物の買手が負担</td> <td>→</td> <td>現実支払価格に加算する</td> </tr> </table> <p>(省略)</p>  <p>買手 ← 原材料等、機械等、消耗品、 外国開発役務の無償等提供 → 売手 買手 ← 貨物・仕入書 → 売手 買手 ← 貨物代金 → 売手</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>① 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの(第3号イ)</u> <u>【例】衣類製造用の表生地・裏生地、ボタン、ファスナー等</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	提供費用 (運送費用及び保険料等)	輸入貨物の売手が負担	→	現実支払価格に 加算しない		輸入貨物の買手が負担	→	現実支払価格に 加算する
提供費用 (運送費用及び保険料等)	輸入貨物の売手が負担	→	現実支払価格に 加算しない							
	輸入貨物の買手が負担	→	現実支払価格に 加算する							

(5)、(6)》。

なお、この場合において、当該物品について加工、改良その他の価値を増加させるための行為による価値の増加があったときは、価値の増加に相当する額を加算する。また、当該物品について使用による減耗、変質その他やむを得ない理由による価値の減少があったときは、価値の減少に相当する額を控除する《定率令第1条の5第2項》。

① 買手が自ら製造した物品又は買手と特殊関係にある者から直接に取得した物品

上記のなお書のように、物品の価値の増加による加算又は価値の減少による控除を行うことができるのは、当該物品が生産された後買手により輸入貨物の生産に関連して売手又は売手が指定した者に提供されるまでの間に価値の増加又は価値の減少があった場合に限られる《定率令第1条の5第2項かっこ書》。

- i. 当該物品の生産に要した費用
- ii. 提供のために要した運賃、保険料その他の費用で買手により負担されるもの

② ①に掲げる物品以外の物品（買手が自己と特殊関係にない者から取得した物品）

上記のなお書のように、物品の価値の増加による加算又は価値の減少による控除を行うことができるのは、当該物品が買手に取得された後輸入貨物の生産に関連して売手又は売手が指定した者に提供されるまでの間に価値の増加又は価値の減少があった場合に限られる《定率令第1条の5第2項かっこ書》。

- i. 当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用
 - ★ 買手が自己と特殊関係にある者から、当該特殊関係による影響を受けた価格により当該物品を購入するような場合には、一般的な競争条件の下に買手が当該物品を購入していないことから、当該価格に基づく費用を「通常要する費用」とすることはできない《定率法基本通達4-12-(5)》。
 - ★ 買手により提供された物品等を賃借した場合には、賃借料を基に「通常要する費用」の額を計算するものとする《定率法基本通達4-12-(6)-ハ》。
 - ★ 買手が物品を取得するために要した費用（買手が自己の代理人に支払う手数料等）の額は、「通常要する費用」に額に含めるものとする《定率法基本通達4-12-(6)-ニ》。
- ii. 提供のために要した運賃、保険料その他の費用で買手により負担されるもの

なお、買手がこうして提供した物品中に生産ロスを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、当該スペア部品等を含む費用の総額とする《定率法第4条第1項第3号、定率令第1条の5第2項、定率法基本通達4-12-(6)-イ》。

通達事項 無償等提供した「我が国の法令により表示を義務付けられているラベル」の費用の課税価格への不算入 《定率法基本通達4-12-(1) ただし書》

関税率法第4条第1項第3号イ（買手が無償等提供した材料等）に規定する「材料、部分品又はこれらに類するもの」には、輸入取引に関連した商標ラベル、商品ラベル等（我が国の法律等に基づき表示が義務付けられている品質表示が併せて表示されているものを含む。）を含むものとする。ただし、食品衛生法に基づく品名、原産国、原材料等の表示ラベル、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品に対する品質、洗濯ラベル等我が国の法律等に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示されているラベルは含まないものとし、当該ラベルに要する費用の額は課税価格に算入しないものとする。

- ii. 輸入貨物の生産のために使用された機械、設備、工具、金型、鋳型、ダイス又はこれらに類するもの（第3号口）

上記 i に同じ。

（省略）

- iii. 輸入貨物の生産のために消費された物品（第3号ハ）

【例】輸入貨物の生産過程で消費された燃料、潤滑油、触媒、仕付糸、縫糸等

上記 i に同じ。

【例】（省略）

- ② 輸入貨物の生産又は輸入取引に関連して役務を無償等提供した場合

買手が、輸入貨物の生産のために必要な技術、設計、考案、工芸及び意匠の役務であって、本邦以外で開発されたものを、無償で又は値引きをして、直接又は間接に次の役務を提供した場合には、その費用を加算要素として現実支払価格に加算して、課税価格を決定しなければならない 《定率法第4条第1項第3号ニ、定率令第1条の5第3項、定率法基本通達4-12-(4)》。

この場合において、「本邦以外で開発された」とは、実際の作成が、本邦以外の場所で行われたことをいい、当該技術等に係る契約が締結された場所、作成者の国籍は問わないので留意する 《定率法基本通達4-12-(4)》。

- a 無償等提供された本邦開発の技術、設計又は意匠等役務の費用の課税価格への不算入

輸入貨物の生産のために買手により売手に対し無償で又は値引きをして提供された「技術又は設計等」の役務であっても、それが本邦で作成された役務の場合には、その費用は、現実支払価格に加算して、課税価格を決定してはならない。

通達事項 無償等提供した「わが国の法令により表示を義務付けられているラベル」の費用の課税価格への不算入

買手が、輸入取引に関連して原材料等を無償等提供した場合には、その原材料等の取得（購入調達又は製造調達）及び輸出のための費用は、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければならない 《定率法第4条第1項第3号イ》。

しかし、例えば、繊維製品等の買手（輸入者）が、一般消費者の保護を目的とした家庭用品品質表示法等により輸入繊維製品等に貼付又は縫付け等することを義務付けられている、原産国、品質又は使用上の注意事項のみを表示したラベルを売手に対し無償等提供した場合には、その提供に要する費用は加算要素から除外されており、当該輸入貨物の課税価格に算入してはならないとされている 《定率法基本通達4-12-(1) ただし書》。

これは、買手が国内法令により表示することを義務付けられている事項のみが表示されたラベルを貼付して輸入するためにあらかじめ当該ラベルを無償等提供したもののコストまで、課税の対象とすることは、酷であるとの判断によるものである。

- ② 輸入貨物の生産のために使用された機械、設備、工具、金型、鋳型、ダイス又はこれらに類するもの（第3号口）

買手がこれらの機械等を取得して無償で又は値引きをして直接（売手）又は間接（売手が指定した者）に提供した場合には、これらの機械等の取得費用は、次により決定する 《定率法基本通達4-12-(5)-イ》。

（省略）

- ③ 輸入貨物の生産のために消費された物品（第3号ハ）

【例】輸入貨物の生産過程で消費された燃料、潤滑油、触媒、仕付糸、縫糸等

【例】（省略）

- ④ 輸入貨物の生産のために必要な技術、設計、考案、工芸及び意匠の役務であって、本邦以外で開発されたもの（第3号ニ、定率令第1条の5第2項）

この場合において、重要なポイントは、次の二つである。

- a 本邦以外で開発された技術等

「本邦以外で開発された」とは、実際の開発が外国で行われたことをいい、技術等契約の締結の場所、開発者の国籍は問わない 《定率法基本通達4-12-(4)》。

したがって、輸入貨物の生産のために買手により売手に対し無償で又は値引きをして提供された「技術又は設計等」の役務であっても、それが本邦で開発された役務の場合には、その費用は、現実支払価格に加算してはならない。

b 「本邦以外で開発された技術等」の取得費用

買手が、輸入貨物の生産又は輸入取引に関連して、無償で又は値引きをして、直接に（売手に）又は間接に（売手の指定した者に）提供した「本邦以外で開発された技術等」については、次の額を加算要素として現実支払価格に加算して、課税価格を決定しなければならない《定率法第4条第1項第3号、定率令第1条の5第4項、定率法基本通達4-12-(5)、(6)》。なお、この場合において、当該役務について改良その他の価値を増加させるための行為による**価値の増加があったときは、価値の増加に相当する額を加算する。**又は、当該物品について陳腐化その他やむを得ない理由による価値の減少があったときは、**価値の減少に相当する額を控除する**《定率令第1条の5第4項》。

① 買手が自ら開発した役務又は買手と特殊関係にある者が開発した役務であって当該買手が当該者から直接に提供を受けたもの

上記のなお書のように、役務の価値の増加による加算又は価値の減少による控除を行うことができるのは、当該役務が開発された後買手により輸入貨物の生産に関連して売手に提供されるまでの間に価値の増加又は価値の減少があった場合に限られる《定率令第1条の5第4項かつこ書》。

- i. 当該役務の開発に要した費用（開発費）
- ii. 提供のために要した運賃、保険料その他の費用で買手により負担されるもの

② ①に掲げる役務以外の役務（買手が自己と特殊関係にない者から取得した役務）

上記のなお書のように、役務の価値の増加による加算又は価値の減少による控除を行うことができるのは、当該役務が買手に取得された後輸入貨物の生産に関連して売手に提供されるまでの間に価値の増加又は価値の減少があった場合に限られる《定率令第1条の5第4項かつこ書》。

- i. 当該買手が当該役務を取得するために通常要する費用
 - ★ 買手により提供された技術等を賃借した場合には、賃借料を基に「通常要する費用」の額を計算するものとする。なお、技術等の権利が消滅状態にある場合には、当該技術等に係る資料の写しを入手するための費用の額によるものとする《定率法基本通達4-12-(6)-ハ》。
 - ★ 買手が技術等の提供を受けるために要した費用（買手が自己の代理人に支払う手数料等）の額は、「通常要する費用」の額に含めるものとする《定率法基本通達4-12-(6)-ニ》。
- ii. 提供のために要した運賃、保険料その他の費用で買手により負担されるもの

c 売手によって提供された物品又は役務（技術・設計等）の費用

買手によって（売手に対して）提供された物品を生産するために他の物品又は役務（本邦において開発されたものを含む。）が使用された場合において、買手（輸入貨物の国内販売先等を含む。）が直接又は間接に当該他の物品又は役務の費用を負担しているときは、当該他の物品又は役務の費用を含む総額とする《定率法基本通達4-12-(6)-ロ》。

(省略)

通達事項 無償等提供された本邦開発の技術、設計又は意匠等役務の費用の課税価格への不算入

買手により無償等提供された輸入国において開発された技術、設計又は意匠等役務の費用は、関税評価協定における課税価額（課税価格）の定義からすれば本来課税価額（課税価格）に算入すべきものであるが、各加盟国におけるこれら費用の取扱事情等に配慮して、関税評価協定においては、課税価額（課税価格）に算入しないこととされている。

このため、わが国においては、関税評価協定に規定する内容をわが国において実施するために規定された関税定率法において、上述の費用を輸入貨物の課税価格に算入すべき費用ではないと規定した。《定率法第4条第1項第3号二、定率令第1条の5第2項》

b 「本邦以外で開発された技術等」の取得費用

買手が「本邦以外で開発された技術等」を取得して無償で又は値引きをして直接（売手）又は間接（売手が指定した者）に提供した場合には、これらの技術等の取得費用は、次により決定する《定率法基本通達4-12-(5)-ロ》。

イ 買手が自己と特殊関係にない者から購入し又は賃借した場合

これらの技術等の**購入費 = 購入価格 + 取得に要した費用** 又は **賃借料**

ロ 買手が自己と特殊関係にある者から取得し又は買手が自ら開発した場合

これらの技術等の**開発費**

c 提供する金型、工具等の生産のための役務（技術・設計等）の費用

輸入貨物の生産に関連して買手から無償で売手に物品（金型、工具等）を提供した場合において、当該物品の生産のための役務（技術、設計、考案、工芸及び意匠をいう。）が必要とされたため、買手が提供した物品（金型、工具等）の生産のために他の物品又は役務（本邦において開発されたものを含む。）を使用した場合において、買手が直接又は間接に当該他の物品又は役務の費用を負担しているときは、当該他の物品又は役務の費用を含む費用の総額とする《定率法基本通達4-12-(5)-イ～ハ》。

(省略)

通達事項 課税価格に含まれる（算入する）役務の費用《定率法基本通達4-12》

（省略）

IV、「技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの」（以下、この項において「技術等」という。）とは、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたものをいい《定率令第1条の5第3項》、例えば、次のような場合がこれに該当する。

（省略）

V、関税率法施行令第1条の5第2項第2号に規定する「当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用」及び同条第4項第2号に規定する「当該買手が当該役務の提供を受けるため通常要する費用」とは、一般的な競争的条件下に輸入貨物の買手が当該物品又は当該技術等を購入又は賃借するとした場合に、その購入又は賃借のために通常必要とされる費用をいう。例えば、買手が自己と特殊関係にある者から、当該特殊関係による影響を受けた価格により購入する場合には、一般的な競争的条件下に買手が当該物品を購入していないことから、当該価格に基づく費用を「通常要する費用」とすることはできない。

VI、次のような場合には、各々に定める方法により同法第4条第1項第3号の費用の額を計算するものとする。

i、買手により提供された物品中に生産ロスを見込んだスベア部分品等が含まれている場合には、当該スベア部品等を含む費用の総額とする。

ii、買手により提供された物品を生産するために他の物品又は役務（本邦において開発されたものを含む。）が使用された場合において、買手（輸入貨物の国内販売先等を含む。）が直接又は間接に当該他の物品又は役務の費用を負担しているときは、当該他の物品又は役務の費用を含む総額とする。

iii、買手により提供された物品又は技術等を賃借した場合には、賃借料を基に上記Vの「通常要する費用」を計算するものとする。なお、技術等の権利が消滅状態にある場合には、当該技術等に係る資料の写しを入手するための費用の額によるものとする。

iv、買手が物品を取得する又は技術等の提供を受けるために要した費用（買手が自己の代理人に対して支払う手数料等）の額は、同法施行令第1条の5第2項第2号及び同条第4項第2号に定める「通常要する費用」の額に含めるものとする。

v、買手が物品又は技術等を携帯して輸出し提供した場合等であって、当該提供した「運賃、保険料その他の費用」の額が明らかでないときは、通常必要とされる運賃、保険料その他費用の額により算出するものとする。

通達事項 課税価格に含まれる（算入する）役務の費用

（省略）

IV、「技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの」（以下、この項において「技術等」という。）とは、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたものをいい《定率令第1条の5第2項》、例えば、次のような場合がこれに該当する。

（省略）

V、関税率法第4条第1項第3号に掲げる物品及び技術等に要する費用の額は、次に定めるところによる《定率法基本通達4-12-（5）》。

i、同号イからハまで（原材料又は部分品等、機械・設備・工具又は金型等、消耗品、本邦以外で開発された役務（意匠、技術等））に掲げる物品に要する費用の額は、買手が当該物品を自己と特殊関係にない者から取得した場合には、当該物品の当該買手による取得価格によるものとし、買手が当該物品を自己と特殊関係にある生産者から取得し又は買手が自らこれを生産した場合には、当該物品の生産費によるものとするが、当該物品が輸入貨物の生産のために提供される前に使用されたものである場合には、当初の取得価格又は生産費は、その使用度に応じて減額するものとする。

なお、次のような場合には、各々に定める方法により費用の額を計算するものとする。

A、買手により提供された物品中に生産ロスを見込んだスベア部品等が含まれている場合には、当該スベア部品等を含む費用の総額とする。

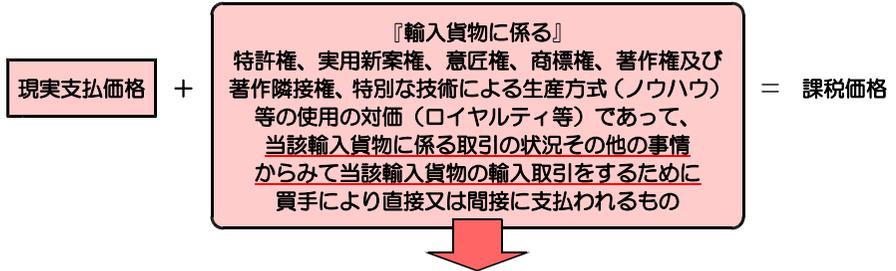
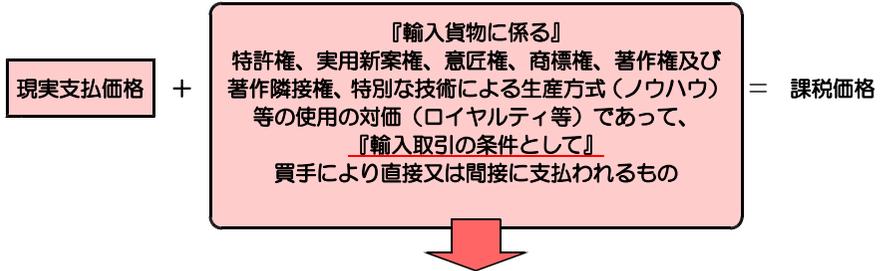
B、買手により提供された同号ロに掲げる物品（機械・設備・工具又は金型等）を使用して輸入貨物の生産が行われた場合において、生産された貨物のうち一部を買手が輸入し、残余を生産国で販売し又は第三国へ輸出しているときは、機械・設備・工具又は金型等の費用の総額を本邦輸入分と生産国での販売分等に按分した額とする。

C、買手により提供された物品の生産のために他の物品又は役務（本邦において開発されたものを含む。）が使用された場合において、買手が直接又は間接に当該他の物品又は役務の費用を負担しているときは、当該他の物品又は役務の費用を含む費用の総額とする。

ii、同号二に掲げる技術等に要する費用の額は、買手が当該技術等を自己と特殊関係にない者から、購入し又は賃借した場合には当該技術等の購入費又は賃借料の額によるものとし、買手が当該技術等を自己と特殊関係にある開発者から購入若しくは賃借し又は買手が自らこれを開発した場合には、当該技術等の開発費によるものとする。なお、その権利が消滅状態にある技術等については、当該技術等に係る資料の写しを入手するための費用の額によるものとする。

iii、買手が上記 i の物品を取得するため又は上記 ii の技術等を購入、賃借若しくは入手するために要した費用（買手が自己の代理人に対し支払う手数料等）の額は、上記 i に規定する取得価格又は上記 ii に規定する費用の額に含めるものとする。

iv、買手が上記 i の物品又は上記 ii の技術等を提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額は上記 i 又は ii に規定する費用の額に含めるものとする。

頁	新	旧
391	<p>「(5) 特許権等の使用の対価 (ロイヤルティ等)」の内容の一部を変更する。</p> <p>(5) 特許権等の使用の対価 (ロイヤルティ等) (定率法第4条第1項第4号) 買手が、貨物を輸入する場合において、当該「輸入貨物に係る」の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権、特別な技術による生産方式 (ノウハウ) 等の使用の対価 (ロイヤルティ、ライセンス料) <u>であって、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために (輸入取引の条件として) 直接 (特許権者等である売手又は特許権者等から使用許諾を受けた売手) 又は間接 (売手が指定した特許権者等) に支払う場合には、当該特許権等の使用の対価 (ロイヤルティ、ライセンス料) を、当該輸入貨物の現実支払価格に加算して、課税価格を決定しなければならない</u> 《定率法基本通達 4-13-(1)~(4)、(7)》。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p><u>特許権等の使用の対価が、『輸入貨物に係る』ものであっても、『当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、買手により支払われた当該輸入貨物を本邦において頒布し又は再販売するための権利を取得するための対価は、当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われたものでない』ときは、当該輸入貨物の課税価格に算入してはならない</u> 《定率法基本通達 4-13-(6)》。</p>	<p>(5) 特許権等の使用の対価 (ロイヤルティ等) (定率法第4条第1項第4号) 買手が、貨物を輸入する場合において、当該「輸入貨物に係る」の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権、特別な技術による生産方式 (ノウハウ) 等の使用の対価 (ロイヤルティ、ライセンス料) <u>を当該輸入貨物の『輸入取引の条件として』直接 (特許権者等である売手又は特許権者等から使用許諾を受けた売手) 又は間接 (売手が指定した特許権者等) に支払う場合には、当該特許権等の使用の対価 (ロイヤルティ、ライセンス料) を、当該輸入貨物の現実支払価格に加算して、課税価格を決定しなければならない</u> 《定率法基本通達 4-13-(1)~(4)、(7)》。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p><u>特許権等の使用の対価が、『輸入貨物に係る』ものであっても、『国内販売の条件として』買手により支払われるものは、輸入貨物の課税価格に算入してはならない</u> 《定率法基本通達 4-13-(6)》。</p>

頁	新	旧
392	「通達事項 課税価格に含まれる（算入する）特許権等の使用の対価」の内容の一部を変更する。	
	<p>通達事項 <u>課税価格に含まれる（算入する）特許権等の使用の対価《定率法基本通達4-13》</u></p> <p>関税定率法第4条第1項第4号（課税価格に含まれる特許権等の使用の対価）の取扱いについては、次による。</p> <p>I . (省略)</p> <p>II . 特許権等の使用に伴う対価は、「<u>輸入貨物に係る</u>」ものであり、かつ、「<u>輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの</u>」である場合には、当該輸入貨物の課税価格に算入する。</p> <p>III . (省略)</p> <p>IV . 「<u>輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの</u>」とは、当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、<u>実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものをいい、その判断は、当該輸入貨物に係る売買契約やライセンス契約の内容だけでなく、当該輸入貨物に係る取引に関する契約の内容及び実態、取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情を考慮して行うものとし、例えば次のような対価がこれに該当するものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>イ. ～ロ. (省略)</p> <p>ハ. 輸入貨物に係る特許権者等が売手と特殊関係にある場合において、買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価 <u>（注）上記ハの場合には、輸入貨物に係る特許権者等と売手とが親子関係以外の特殊関係にある場合においても該当する可能性が高いことに留意する。</u></p> <p>二. (省略)</p> <p>ホ. ～ハ. <u>省略</u></p> <p>V. <u>省略</u></p> <p>VI. <u>輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、買手により支払われた当該輸入貨物を本邦において頒布し又は再販売するための権利を取得するための対価は、当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われたものでないときは、当該輸入貨物の課税価格に算入しない。</u></p> <p>VII. <u>省略</u></p>	<p>通達事項 <u>課税価格に含まれる（算入する）特許権等の使用の対価</u></p> <p>関税定率法第4条第1項第4号（課税価格に含まれる特許権等の使用の対価）の取扱いについては、次による<u>《定率法基本通達4-13》</u>。</p> <p>I . (省略)</p> <p>II . 特許権等の使用に伴う対価は、「<u>輸入貨物に係る</u>」ものであり、かつ、「<u>輸入取引の条件として、買手により直接又は間接に支払われるもの</u>」である場合には、当該輸入貨物の課税価格に算入する<u>《定率法基本通達4-13-（2）》</u>。</p> <p>III . (省略)</p> <p>IV . 「<u>輸入貨物の輸入取引取引の条件として、買手により支払われるもの</u>」とは、<u>買手が当該輸入貨物を売手から購入（輸入取引）するために支払うことを要する対価をいう。例えば、次のような対価が「輸入取引の条件」として支払われる場合があることに留意する《定率法基本通達4-13-（4）》</u>。</p> <p>イ. ～ロ. (省略)</p> <p>ハ. 輸入貨物に係る特許権者等が売手と特殊関係にある場合において、買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価</p> <p>二. (省略) <u>（新規）</u></p>

頁	新	旧
396	<p>「Point : 加算要素に該当しない費用等」の内容の一部を変更する。</p> <p>Check ! 加算要素に該当しない費用等 (省略)</p> <p>1. 本邦の輸入港到着後の諸費用</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 本邦において課される関税その他の<u>公課</u></p> <p>④ (省略)</p> <p>2. ～6. (省略)</p>	<p>「Point : 加算要素に該当しない費用等」の内容の一部を変更する。</p> <p>Check ! 加算要素に該当しない費用等 (省略)</p> <p>1. 本邦の輸入港到着後の諸費用</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 本邦において課される関税その他の<u>課徴金</u></p> <p>④ (省略)</p> <p>2. ～6. (省略)</p>
398	<p>「④ 買手と売手との間に特殊関係がある場合において、当該特殊関係が当該輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められている場合」の内容の一部を変更する。</p> <p>④ 買手と売手との間に特殊関係がある場合において、当該特殊関係が当該輸入貨物の<u>取引価格</u>に影響を与えていると認められている場合《定率法第4条第2項第4号》 買手と売手との間に特殊関係（一方の者と他方の者がその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となっていることその他政令で定める一方の者と他方の者との間の特殊な関係をいう。）がある場合においては、その特殊関係にあることが輸入貨物の取引価格（現実支払価格＋加算要素）に「影響を与えていない」か「影響を与えている」かによって、課税価格の決定方法が異なることになる。 (省略)</p>	<p>「④ 買手と売手との間に特殊関係がある場合において、当該特殊関係が当該輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められている場合」の内容の一部を変更する。</p> <p>④ 買手と売手との間に特殊関係がある場合において、当該特殊関係が当該輸入貨物の<u>取引価格</u>に影響を与えていると認められている場合《定率法第4条第2項第4号》 買手と売手との間に<u>特殊関係</u>がある場合においては、その特殊関係にあることが輸入貨物の取引価格（現実支払価格＋加算要素）に「影響を与えていない」か「影響を与えている」かによって、課税価格の決定方法が異なることになる。 (省略)</p>

頁	新	旧
399	<p>「《特殊関係の範囲》」の内容の一部を変更する。</p> <p>《特殊関係の範囲》《定率法第4条第2項第4号かつこ書、定率令第1条の8第1号～第8号、定率法基本通達4-18》 (省略)</p> <p>イ <u>一方の者と他方の者とが</u>、「その行う事業（輸入取引に関係がある事業かどうかを問わない。次のロにおいて同じ。）」に関し相互に事業の取締役、監査役、理事、監事等である場合《定率法第4条第2項第4号かつこ書》 (図省略。以下りまで同じ。)</p> <p>ロ <u>一方の者と他方の者とが</u>、「その行う事業」の法令上認められた共同経営者等である場合《定率令第1条の8第1号》</p> <p>ハ <u>いずれか一方の者が</u>、他方の使用者である場合《定率令第1条の8第2号》</p> <p>ニ <u>いずれか一方の者が</u>、他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の5%以上の社外株式を直接又は間接に所有、管理又は所持している場合《定率令第1条の8第3号》</p> <p>ホ <u>いずれか一方の者が</u>、他方の者を直接又は間接に支配している場合《定率令第1条の8第4号》</p> <p>ヘ <u>一方の者と他方の者との</u>事業に係る議決権を伴う社外株式のそれぞれ5%以上の社外株式が同一の第三者によって直接又は間接に所有、管理又は所持されている場合《定率令第1条の8第5号》</p> <p>ト <u>一方の者と他方の者とが</u>、同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合《定率令第1条の8第6号》</p> <p>チ <u>一方の者と他方の者とが</u>、共同して第三者を直接又は間接に支配している場合《定率令第1条の8第7号》</p> <p>リ <u>一方の者と他方の者とが</u>、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族である場合《定率令第1条の8第8号、定率法基本通達4-18-(4)》</p>	<p>《特殊関係の範囲》《定率法第4条第2項第4号かつこ書、定率令第1条の8第1号～第8号、定率法基本通達4-18》 (省略)</p> <p>イ <u>買手と売手が</u>、「その行う事業（輸入取引に関係がある事業かどうかを問わない。次のロにおいて同じ。）」に関し相互に事業の取締役、監査役、理事、監事等である場合《定率法第4条第2項第4号かつこ書》 (図省略。以下りまで同じ。)</p> <p>ロ <u>買手と売手が</u>、「その行う事業」の法令上認められた共同経営者等である場合《定率令第1条の8第1号》</p> <p>ハ <u>買手又は売手のいずれか一方の者が</u>、他方の使用者である場合《定率令第1条の8第2号》</p> <p>ニ <u>買手又は売手のいずれか一方の者が</u>、他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の5%以上の社外株式を直接又は間接に所有、管理又は所持している場合《定率令第1条の8第3号》</p> <p>ホ <u>買手又は売手のいずれか一方の者が</u>、他方の者を直接又は間接に支配している場合《定率令第1条の8第4号》</p> <p>ヘ <u>買手及び売手の</u>事業に係る議決権を伴う社外株式のそれぞれ5%以上の社外株式が同一の第三者によって直接又は間接に所有、管理又は所持されている場合《定率令第1条の8第5号》</p> <p>ト <u>買手及び売手が</u>、同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合《定率令第1条の8第6号》</p> <p>チ <u>買手及び売手が</u>、共同して第三者を直接又は間接に支配している場合《定率令第1条の8第7号》</p> <p>リ <u>買手及び売手が</u>が、親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）関係にある場合《定率令第1条の8第8号、定率法基本通達4-18-(4)》</p>

頁	新	旧
402	<p>「(3) 課税価格への疑義が解明されない貨物」を(4)として内容の一部を変更し、(4)の前に次の(3)を加える。</p> <p><u>(3) 関税定率法4条第2項第1号から第4号まで(輸入取引に関する特別な事情)のいずれかの号に掲げる事情がある輸入貨物</u> <u>その輸入取引に関し、関税定率法4条第2項第1号から第4号まで(輸入取引に関する特別な事情)のいずれかの号に掲げる事情がある輸入貨物(ただし、同項第4号(売手と買手の間の特殊関係)に該当する場合において、輸入者が同項ただし書(輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明)に規定する証明をした場合を除く。)</u></p> <p><u>(4) 課税価格への疑義が解明されない貨物</u> 例えば、輸入貨物の課税価格を計算する場合において、<u>当該計算の基礎となる額その他の事項を証明するものとして提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについて疑義がある貨物で、輸入者による補足説明及び追加資料の提出によっても当該疑義が解明されないものや、補足説明及び追加資料の提出がされなかった貨物で関税定率法第4条第1項に規定する「<u>現実に支払われた又は支払うべき価格</u>」等を確認できないものが、これに該当する《定率法基本通達4-1の2-(3)》。</u></p> <p><u>なお、税関において課税価格への疑義が解明されない貨物に該当するとして当該適用条項の規定より課税価格の計算ができないと判断した場合には、当該判断及びその理由を輸入者に対して説明するものとされている《定率法基本通達4の8-1-(4)なお書》。</u></p>	<p>(新規)</p> <p><u>(3) 課税価格への疑義が解明されない貨物</u> 例えば、輸入貨物の課税価格を計算する場合において、<u>事実を証明するものとして提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについて疑義がある貨物で、輸入者による補足説明及び追加資料の提出によっても当該疑義が解明されないもの、又は補足説明及び追加資料の提出がされなかったものが、これに該当する《定率法基本通達4-1の2-(3)》。</u></p>
405	<p>「②「同種の貨物」と「類似の貨物」の優劣関係」の内容の一部を変更する。</p> <p>② 「同種の貨物」と「類似の貨物」の優劣関係 《定率法第4条の2第1項後段、定率令第1条の10》</p> <p>a (省略)</p> <p>b 同種の貨物に、当該輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物と生産者以外の者が生産した同種の貨物との双方がある場合には、常に「<u>当該輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物</u>」が優先する《定率令第1条の10第1項》。 なお、類似の貨物についても同じである。</p> <p>c 同種の貨物に二以上の取引価格がある場合には、常にその中の「<u>最小の取引価格</u>」が優先する《定率令第1条の10第2項》。 なお、類似の貨物についても同じである。</p>	<p>② 「同種の貨物」と「類似の貨物」の優劣関係 《定率法第4条の2第1項後段、定率令第1条の9》</p> <p>a (省略)</p> <p>b 同種の貨物に、当該輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物と生産者以外の者が生産した同種の貨物との双方がある場合には、常に「<u>当該輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物</u>」が優先する《定率令第1条の9第1項》。 なお、類似の貨物についても同じである。</p> <p>c 同種の貨物に二以上の取引価格がある場合には、常にその中の「<u>最小の取引価格</u>」が優先する《定率令第1条の9第2項》。 なお、類似の貨物についても同じである。</p>

頁	新	旧
405 ～ 406	<p>「(2) 国内販売価格からの逆算による決定方法」の内容の一部を変更する。</p> <p>(2)国内販売価格からの逆算による決定方法《定率法第4条の3第1項第1号》 (省略) ①～② (省略) ③ 当該国内において販売された「輸入貨物」又は輸入貨物と「同種の貨物若しくは類似の貨物」に係る本邦において課された関税その他の<u>公課</u> (省略) (注2)国内販売価格 輸入貨物の課税価格を「当該輸入貨物」又は当該輸入貨物と「同種の貨物若しくは類似の貨物」の国内販売価格から逆算して決定する方法をとる場合において、国内販売が二以上あり、その販売価格が異なる場合には、その国内販売価格は、当該異なる単価ごとの販売に係る数量が最大である販売に係る単価に基づいて、当該輸入貨物の全量が販売されたものとして計算したときに得られる価格である《定率令第1条の11第2項》。 (省略)</p>	<p>(2)国内販売価格からの逆算による決定方法《定率法第4条の3第1項第1号》 (省略) ①～② (省略) ③ 当該国内において販売された「輸入貨物」又は輸入貨物と「同種の貨物若しくは類似の貨物」に係る本邦において課された関税その他の<u>課徴金</u> (省略) (注2)国内販売価格 輸入貨物の課税価格を「当該輸入貨物」又は当該輸入貨物と「同種の貨物若しくは類似の貨物」の国内販売価格から逆算して決定する方法をとる場合において、国内販売が二以上あり、その販売価格が異なる場合には、その国内販売価格は、当該異なる単価ごとの販売に係る数量が最大である販売に係る単価に基づいて、当該輸入貨物の全量が販売されたものとして計算したときに得られる価格である《定率令第1条の10第2項》。 (省略)</p>
407	<p>「(3) 加工後の国内販売価格からの逆算による決定方法」の内容の一部を変更する。</p> <p>(3)加工後の国内販売価格からの逆算による決定方法《定率法第4条の3第1項ただし書、第2号》 輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項（課税価格の決定の原則）から同法第4条の3第1項第1号（同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格による課税価格の決定）により決定することができない場合であって、かつ、<u>当該輸入貨物の輸入者が当該輸入貨物の加工後の国内販売価格からの逆算を希望することを税関長に申し出た場合</u>に限り、当該輸入貨物の課税物件の確定の時の属する日の後に加工の上、国内の最初の取引段階において買手と特殊関係にない者に対して販売された国内販売価格があるときは、当該国内販売価格から、次の費用等を控除して課税価格とする《定率法第4条の3第1項第2号、定率令第1条の11第2項》。 ①～③ (省略) ④ 当該国内において販売された加工後輸入貨物に係る本邦において課された関税その他の<u>公課</u> (省略)</p>	<p>(3)加工後の国内販売価格からの逆算による決定方法《定率法第4条の3第1項ただし書、第2号》 輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項（課税価格の決定の原則）から同法第4条の3第1項第1号（同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格による課税価格の決定）により決定することができない場合であって、かつ、<u>当該輸入貨物の輸入者が要請した場合</u>に限り、当該輸入貨物の課税物件の確定の時の属する日の後に加工の上、国内の最初の取引段階において買手と特殊関係にない者に対して販売された国内販売価格があるときは、当該国内販売価格から、次の費用等を控除して課税価格とする《定率法第4条の3第1項第2号、定率令第1条の10第2項》。 ①～③ (省略) ④ 当該国内において販売された加工後輸入貨物に係る本邦において課された関税その他の<u>課徴金</u> (省略)</p>

頁	新	旧
408 ～	「(4) 製造原価に積み上げる決定方法」の内容の一部を変更する。	
410	<p>(4)製造原価に積み上げる決定方法《定率法第4条の3第2項》 (省略) 輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)、同法第4条の2(同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)及び同法第4条の3(国内販売価格に基づく課税価格の決定)により決定することができない場合において、<u>当該輸入貨物の製造原価が確認できる</u>とき(当該輸入貨物を輸入しようとする者と当該輸入貨物の生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限る。)は、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に、次の費用等を加算した額とする《定率法第4条の3第2項、<u>定率令第1条の11第2項</u>》。 (省略)</p> <p>check! 輸入貨物の製造原価に基づく課税価格の決定方法 ① <u>製造原価の確認方法《定率法基本通達4の3-2-(1)》</u> 「製造原価」は、生産者(関税定率法第4条の3第2項に規定する輸入貨物の生産者をいう。以下この項において同じ。)により又は生産者のために提供された輸入貨物の生産に関する資料、特に、<u>生産者の商業帳簿に基づくものによることとする。なお、「製造原価」の確認に当たっては、外国にある者に対し、商業帳簿その他の記録を検査のために提出し又は開示することを要求し又は強制しないものとします。ただし、提出された資料について確認することにつき、輸入貨物の生産者が同意を与え、かつ、当該輸入貨物の生産に係る国の政府が反対しないときは、当該国において必要な確認を行うことができるので留意する。</u> ② <u>仲介者等が存在した場合の取扱い《定率法基本通達4の3-2-(5)》。</u> 輸入者と生産者との間に仲介者、代理人等が存在する場合には、関税定率法第4条の3第2項に規定する「生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合」として取り扱わないこととなるので留意する。</p>	<p>(4)製造原価に積み上げる決定方法《定率法第4条の3第2項》 (省略) 輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)、同法第4条の2(同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)及び同法第4条の3(国内販売価格に基づく課税価格の決定)により決定することができない場合において、<u>当該輸入貨物の製造原価が確認できる</u>ときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に、次の費用等を加算した額とする《定率法第4条の3第2項》。 (省略)</p> <p>check! 輸入貨物の製造原価に基づく課税価格の決定方法 <u>輸入貨物の製造原価に基づく課税価格の決定においては、当該輸入貨物の製造原価を当該輸入貨物の生産者の商業帳簿によって確認をすることにより行わなければならない。</u> このため、輸入貨物の製造原価に基づく課税価格の決定方法は、製造原価の確認について、<u>当該輸入貨物の生産者が同意を与え、かつ、当該輸入貨物の生産国の政府が反対しない場合に限られる《関税評価協定第6条第2項、定率法基本通達4の3-2-(1)》。</u></p>
410	<p>(省略) 《製造原価に基づく課税価格の決定方法の優先》 輸入貨物の製造原価に基づいて課税価格を決定する方法は、<u>当該輸入貨物の製造原価が確認できる場合において、当該輸入貨物の輸入しようとする者が希望する旨を税関長に申し出たときは、国内販売価格から逆算により決定する方法に優先して適用される《定率法第4条の3第3項》。</u></p>	<p>(省略) 《製造原価に基づく課税価格の決定方法の優先》 輸入貨物の製造原価に基づいて課税価格を決定する方法は、<u>当該輸入貨物の輸入者が要請する場合には、国内販売価格から逆算により決定する方法に優先して適用される《定率法第4条の3第3項》。</u></p>

頁	新	旧
410	<p>「(5) 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法」の内容の一部を変更する。</p> <p>(5)特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法《定率法第4条の4》 上記(1)から(4)までの決定方法により当該輸入貨物の課税価格を決定することができない場合には、<u>関税評価協定の規定に適合する方法として「税関長が定める決定方法」等により、当該輸入貨物の課税価格を決定する。</u></p> <p>① 既に関税率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)により決定された課税価格又は同法第4条の3第1項第1号(国内販売価格からの逆算による課税価格の決定)により決定された課税価格のうち、品質、性能、輸出の時期その他の事情の差異により生じた当該輸入貨物との価格差を明らかにすることができると認められる他の輸入貨物についての課税価格がある場合には、当該価格差について必要な調整を行って、当該輸入貨物の課税価格を決定する<u>《定率令第1条の12第1号》。</u></p> <p>② 関税率法施行令第1条の12第1号(他の輸入貨物の課税価格との価格差の調整による課税価格の決定)により当該輸入貨物の課税価格を決定することができない場合には、WTO一般協定第7条(関税評価)及び関税評価協定の規定に適合する方法として『<u>税関長が定める決定方法</u>』により、当該輸入貨物の課税価格を決定する<u>《定率令第1条の12第2号》。</u></p> <p><u>この場合において、関税率法施行令第1条の12第1号に規定する「合理的な調整」とは、例えば次に掲げる方法によるものとされている。なお、これらの方法の適用順序は、関税率法基本通達4～4の4-1(課税価格の決定方法の順序)に定めるところに準ずるものとされている。</u></p> <p>① <u>合理的な調整を加えることにより関税率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)の規定に基づき課税価格を計算する方法</u> <u>【例】修理委託契約により外国において修理された後に輸入される貨物について、修理代対価として当該貨物の売買が委託者(買手)と受託者(売手)の間で行われたものとみなし、修理のために委託者(買手)から受託者(売手)に提供された貨物を「当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」として、課税価格を計算する方法</u></p> <p>② <u>合理的な調整を加えることにより同法第4条の2(同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格決定)の規定に基づき課税価格を計算する方法</u></p> <p>③ <u>合理的な調整を加えることにより同法第4条の3(国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)の規定に基づき課税価格を計算する方法</u></p> <p>また、<u>関税率法施行令第1条の12第2号に規定する「税関長が定める方法」とは、税関長が本邦において入手できる資料(輸入者から提出される資料を含むものとするが、税関長がその真実性及び正確性について疑義を有する資料を除く。)に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものをいう。</u></p> <p><u>例えば、税関長が入手できる資料に応じて、次のような方法による場合がある。</u></p> <p>① <u>輸入貨物と同種又は類似の貨物の本邦向けの販売価格に、合理的な方法により算定</u></p>	<p>(5)特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法《定率法第4条の4》 上記(1)から(4)までの決定方法により当該輸入貨物の課税価格を決定することができない場合には、<u>関税評価協定の規定に適合する方法として「税関長が定める決定方法」等により、当該輸入貨物の課税価格を決定する。</u></p> <p>① 既に関税率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)により決定された課税価格又は同法第4条の3第1項第1号(国内販売価格からの逆算による課税価格の決定)により決定された課税価格のうち、品質、性能、輸出の時期その他の事情の差異により生じた当該輸入貨物との価格差を明らかにすることができると認められる他の輸入貨物についての課税価格がある場合には、当該価格差について必要な調整を行って、当該輸入貨物の課税価格を決定する<u>《定率令第1条の11第1号》。</u></p> <p>② 関税率法施行令第1条の11第1号(他の輸入貨物の課税価格との価格差の調整による課税価格の決定)により当該輸入貨物の課税価格を決定することができない場合には、WTO一般協定第7条(関税評価)及び関税評価協定の規定に適合する方法として「<u>税関長が定める決定方法</u>」により、当該輸入貨物の課税価格を決定する<u>《定率令第1条の11第2号》。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

	<p>した当該販売価格に加えるべき費用等（例えば、<u>関税定率法第4条第1項各号に掲げる費用等</u>）の額を加えた価格による方法</p> <p>② <u>輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物（本邦において生産された貨物を除く。以下③及び④において同じ。）の国内における最初の取引段階以外の販売に係る価格から、資料により確認できる当該輸入貨物の本邦到着後の費用等を控除した後の価格による方法</u></p> <p>③ <u>輸入貨物と同種又は類似の貨物の国際相場価格に、通常必要とされる輸入港までの運賃等の額を加えた価格による方法</u></p> <p>④ <u>輸入貨物と同種又は類似の貨物の本邦における市価から、本邦において課される関税その他の公課に係る額を控除した後の価格による方法</u></p> <p>なお、次に掲げる方法は<u>関税評価協定第7条第2項によって禁止されている《定率法基本通達4の4-2-(4)(注)》。</u></p> <p>a～g （省略）</p>	<p>なお、<u>関税定率法第4条の4（特殊な輸入貨物の課税価格の決定）により当該輸入貨物の課税価格を決定する場合において、次に掲げる価格等に基づいて課税価格を決定することは、関税評価協定第7条第2項によって禁止されている。</u></p> <p>a～g （省略）</p>
410	<p>「[7] 変質又は損傷した貨物の課税価格の決定方法」の内容の一部を変更する。</p> <p>[7]変質又は損傷した貨物の課税価格の決定方法《定率法第4条の5》</p> <p>輸入貨物の課税価格を決定する場合において、<u>その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入申告の時（関税法第4条第1項第2号から第8号まで（課税物件の確定の時期の特例）に掲げる貨物にあっては、当該各号に定める時）までに</u>変質又は損傷があったと認められる場合には、当該輸入貨物の課税価格は、関税定率法第4条第1項（課税価格の決定の原則）（前記「[5]課税価格の決定の原則」）又は関税定率法第4条の2から第4条の4まで（課税価格の決定の例外）（前記「[6]課税価格の決定の例外」）によって計算された課税価格から、「その変質又は損傷による減価に相当する額」を控除して得られる額とする《定率法第4条の5》。</p> <p>（省略）</p>	<p>[7]変質又は損傷した貨物の課税価格の決定方法《定率法第4条の5》</p> <p>輸入貨物の課税価格を決定する場合において、<u>その輸入取引の条件からみて輸入申告の時（関税法第4条第1項第2号から第8号まで（課税物件の確定の時期の特例）に掲げる貨物にあっては、当該各号に定める時）までに</u>変質又は損傷があったと認められる場合には、当該輸入貨物の課税価格は、関税定率法第4条第1項（課税価格の決定の原則）（前記「[5]課税価格の決定の原則」）又は関税定率法第4条の2から第4条の4まで（課税価格の決定の例外）（前記「[6]課税価格の決定の例外」）によって計算された課税価格から、「その変質又は損傷による減価に相当する額」を控除して得られる額とする《定率法第4条の5》。</p> <p>（省略）</p>

頁	新	旧
412	<p>[10] を [11] とし、[11] の前に次の [10] を加える。</p>	
	<p><u>[10]課税価格の計算に用いる資料等《定率法第4条の8、基本通達8-1》</u></p> <p>税関においては、輸入貨物の課税価格の計算の適正性を確保するため必要と認めるときは、法令の規定に基づき、適用条項に規定する《当該計算の基礎となる額その他の事項》について、《合理的な根拠を示す資料》を提出するように輸入者に求める。</p> <p>この場合において、当該輸入者から《合理的な根拠を示す資料》が提出されないときは当該適用条項《関税率法施行令第1条の12第2号を除く。》により課税価格を計算することができない場合に該当することとなる。</p> <p>なお、税関においては、《合理的な根拠を示す資料》が提出されないことにより、当該適用条項により課税価格を計算することができないと判断する場合には、当該判断及びその理由を当該輸入者に対して説明するものとする。</p> <p>すなわち、次の場合には、関税率法第4条（課税価格の決定の原則）から第4条の7（課税価格の換算に用いる外国為替相場）までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、それぞれの規定により輸入貨物の課税価格を決定することができない。</p> <p>① <u>各規定に定める要素（取引の形態、価格、費用、契約上の条件等）を示す資料が輸入者から提出されない場合</u></p> <p>② <u>輸入者から提出された資料が不十分であり、各規定に定める方法により課税価格を計算できない場合</u></p> <p>③ <u>輸入者から提出された課税価格の計算のための資料の真実性や正確性について税関が有する合理的な疑義が解明されない場合</u></p> <p>これは、関税評価協定において、輸入貨物の課税価格は、恣意的な又は架空の価格に基づき決定されることが禁じられており、資料に基づいて決定することとされているので、税関当局が有する合理的な疑義が解明されないまま輸入者による説明及び提出された資料に基づき課税価格を決定することは課税の公平性・適正性から問題があるためである。</p> <p><u>[11]評価申告《関法第7条第1項、関令第4条》</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(新規)</p> <p><u>[10]評価申告《関法第7条第1項、関令第4条》</u></p> <p>(省略)</p>